

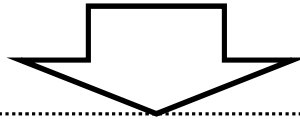
子ども・子育て支援新制度について

富山市福祉保健部こども福祉課 作成

1 子ども・子育て支援新制度の概要

《子育て環境をめぐる課題》

- 親の働く状況の違いによる幼児期の学校教育や保育の提供体制の違い
- 家庭や地域での子育て力の低下
- 都市部では保育所待機児童の発生、一方で、地方では子どもの減少による施設の減少 など



こうした課題に対して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法（※）が成立し、3法に基づきいわゆる「子ども・子育て支援新制度」が創設される。

（※）子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備法に関する法律（児童福祉法等の改正）

《3つのポイント》

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ～幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」制度を改善し、普及を進める～
- ～認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（『施設型給付』）を創設～

2 保育の量的拡大・確保

- ～保育所認可制度の改善、小規模保育・家庭的保育等への給付（『地域型保育給付』）を創設～

3 地域の子ども・子育て支援の充実

- ～「地域子育て支援拠点」「放課後児童クラブ」「一時預かり」等の子育て事業の促進～

子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、消費税引き上げによる財源約7000億円が充てられる。そのため、早ければ消費税10%引き上げとされる平成27年度を目処に本格的にスタートする見込みである。

2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

①子どものための教育・保育給付

○施設型給付

認定こども園・幼稚園(※1)・保育所(※2)

(※1)私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行を希望しない幼稚園は、現行どおり私学助成を継続

(※2)私立保育所は、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

○地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

②子どものための現金給付

○児童手当

地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問等、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業

○延長保育事業、病児・病後児保育事業

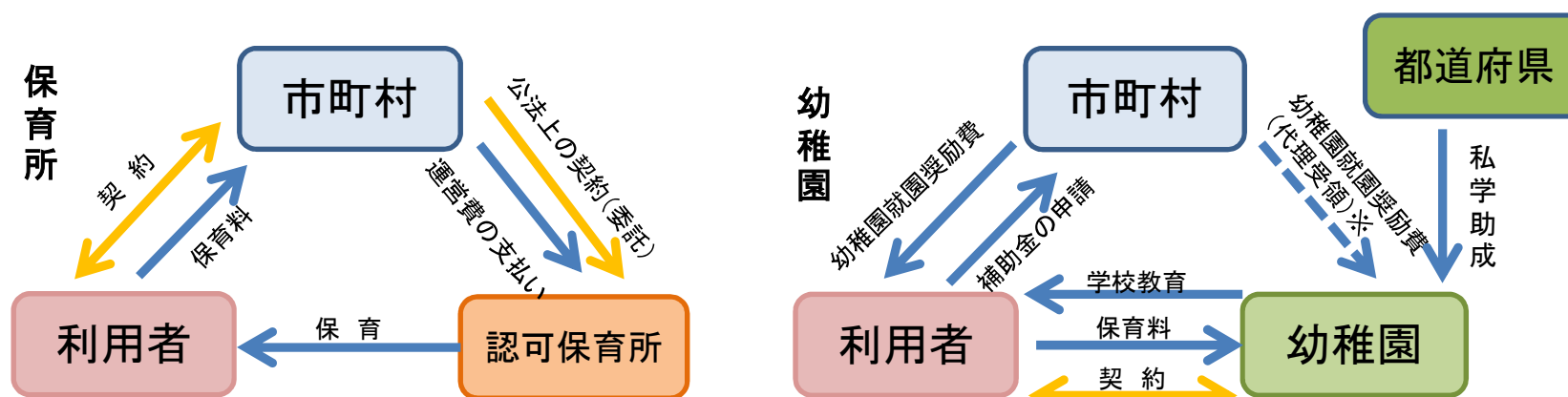
○放課後児童クラブ

○妊婦健診 など

3 現行の幼児期の学校教育・保育の提供体制

《保育所・幼稚園》

	保育所	幼稚園
概要	保護者の就労等により子どもの保育ができない場合に、子どもを預かり保育する。	義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼児教育を行う。
施設類型	児童福祉法に基づく児童福祉施設	学校教育法に基づく学校
対象年齢	0歳～5歳	3歳～5歳
利用形態	市に希望入所先を申し、市が保育に欠ける要件を確認し、入所決定	希望する施設と直接申込
保護者負担	保護者の所得に応じた費用徴収	富山市立: 9,000円 私立: 各施設が決定
財政措置	公立: 一般財源 私立: 保育所運営費負担金	公立: 一般財源 私立: 私学助成(利用者の所得に応じ就園奨励費助成)
認可主体(私立)	都道府県知事・指定都市長・中核市長	都道府県知事



※市町村によっては、幼稚園が利用者に代わって幼稚園奨励費を代理受領し、保育料を軽減

《認定こども園》

《背景》

保護者の就労の有無で利用する施設の限定、少子化による子ども集団の小規模化、育児不安の大きい保護者への支援の不足等の課題を踏まえ、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たす新たな仕組みとして、「認定こども園」制度が平成18年10月にスタートした。

《概要》

幼稚園や保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受ける。 ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能

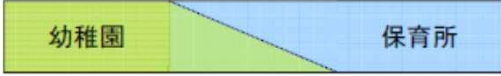
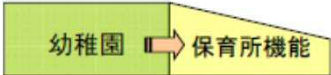

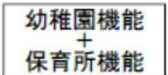
《類型》

以下の4つのタイプに分類される

- ①幼保連携型: 認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行うタイプ
- ②保育所型: 認可保育所が、保育に欠けない子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えるタイプ
- ③幼稚園型: 認可幼稚園が、保育に欠ける子どもの保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるタイプ
- ④地方裁量型: 幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

《財政措置》

認定こども園の事業費については、従来の幼稚園（私学助成）、保育所（保育所運営費）に対する財政支援のほか、いわゆる「認可外」の機能部分に対し、「安心こども基金」によって事業費補助を実施

認定こども園の類型	認可部分に対する財政支援	認可外部分に対する財政支援
○幼保連携型 	幼稚園(私学助成)と保育所(保育所運営費)の組合せ	—
○幼稚園型 	私学助成	保育所機能部分に対する補助(安心こども基金)
○保育所型 	保育所運営費	幼稚園機能部分に対する補助(安心こども基金)
○地方裁量型 	—	—

4 認定こども園法の改正の概要

現行の認定こども園制度では、会計処理や書類の重複等の事務の煩雑さ、申請窓口や指導監査における二重行政の指摘、認可外部分の財政支援の課題があり、全国的に普及が進まない。

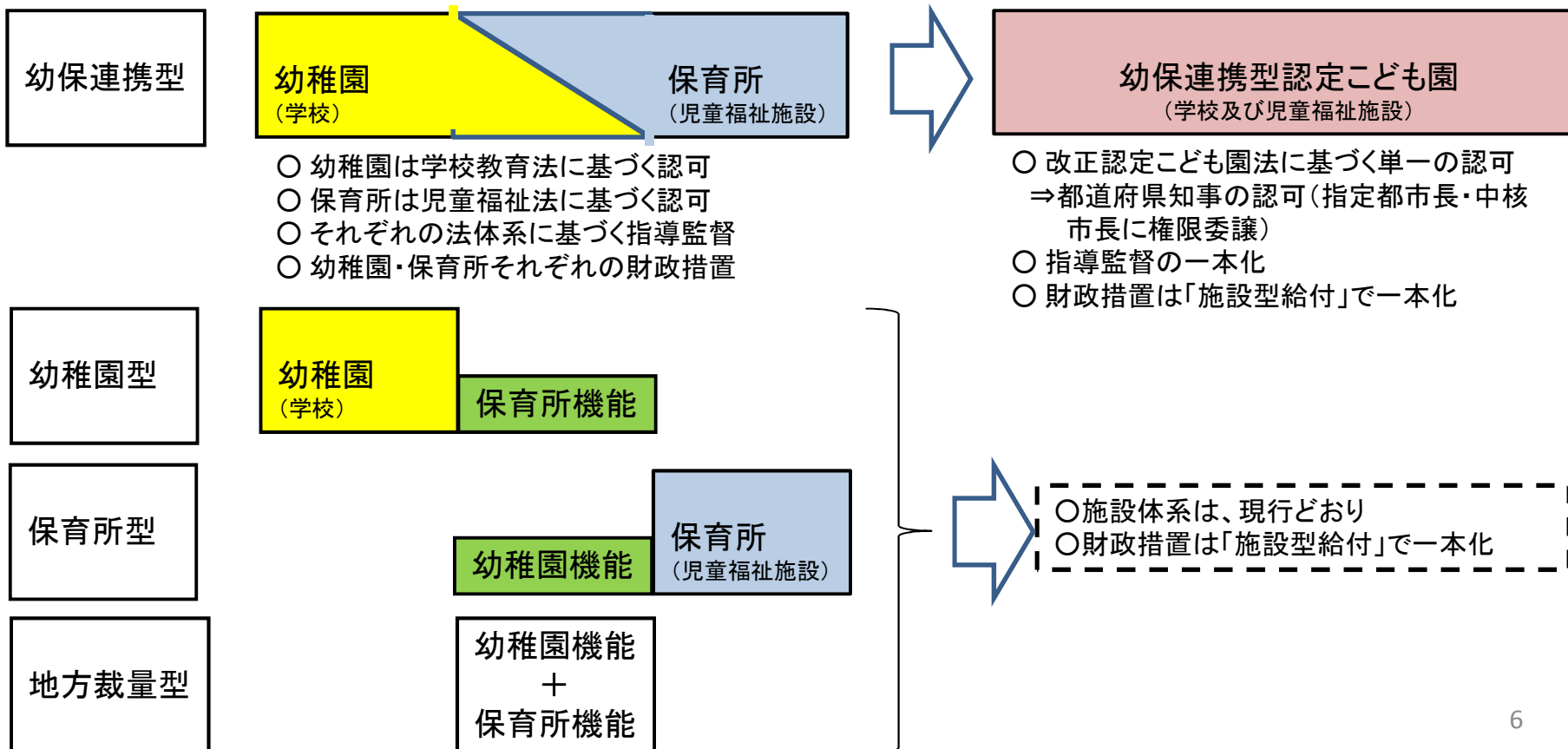
↓
 新制度では、認定こども園の設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより、その普及を進める。

- 「幼保連携型認定こども園」について、幼稚園と保育所両方の認可に基づく施設から、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ単一の認可施設となり、指導監督や財政措置も施設型給付で一本化される。
- 幼稚園型、保育所型等、他の認定こども園の施設体系は現行どおりだが、財政措置は施設型給付で一本化

〔類型〕

《現行制度》

《改正後》



5 新たな幼保連携型認定こども園の概要

新たな幼保連携型認定こども園では、

<原則>

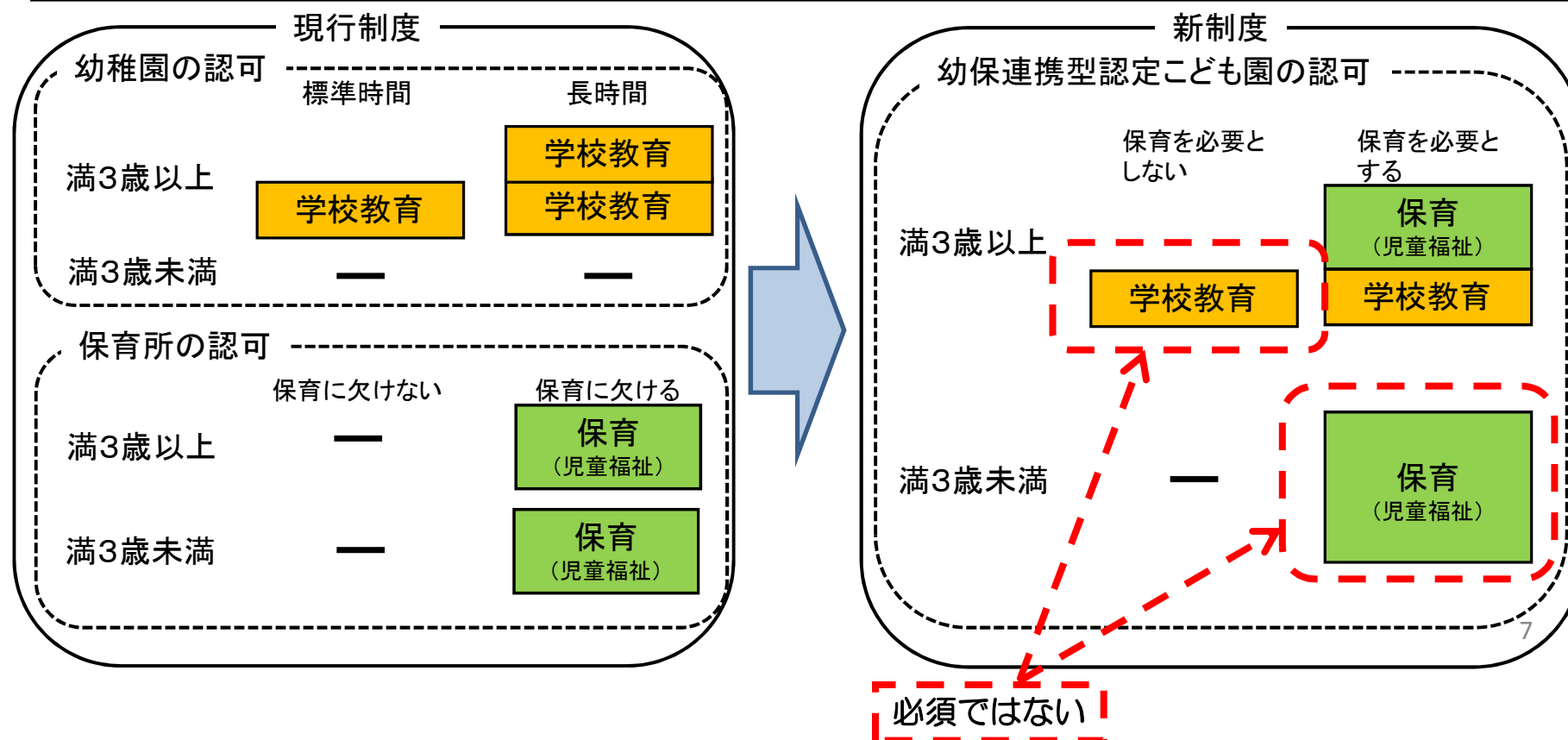
ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じた保育を提供する。

イ 保育を必要とする満3歳未満児について、保護者の就労時間に応じた保育を提供する。

ウ 設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人のみ（学校法人については、学校教育法附則第6条園の設置者に関する経過措置有り）

<その他>

満3歳未満児、保育を必要としない満3歳以上児などの受入義務はなく、上記ア・イの範囲内で、設置者の判断により個々の幼保連携型認定こども園で受け入れる子供の範囲を設定することが可能



6 現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較

	現行の幼保連携型認定こども園	新たな幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法	認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】国、地方公共団体、学校法人 【保育所】設置主体制限なし	国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
認可権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事(大都市特例により指定都市・中核市に権限移譲) 【認定こども園】都道府県知事	都道府県知事(大都市特例により指定都市・中核市に権限移譲)
指導監督	幼稚園・保育所それぞれの法体系に基づく指導監督	認定こども園法に基づく指導監督
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県)、幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費(市町村)	施設型給付費(市町村)
利用者負担	【幼稚園】施設が自由に設定 【保育所】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)	市町村が設定(応能負担) 施設による上乗せ徴収が可能
保育・教育内容	幼稚園教育要領・保育所保育指針	幼保連携型認定こども園保育要領
配置職員	幼稚園教諭・保育士	保育教諭(※)

(※) 保育教諭：幼稚園教諭の免許状と保育士資格の両方の資格の併有を原則
ただし、新制度の施行から5年間は、いずれかの保有のみであっても保育教諭となる特例措置 8

7 認可・認定制度の変更、地域型保育の概要

《認可・認定制度の変更》

児童福祉法及び認定こども園法が改正され、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、認可・認定に関して新たに下記の事項が規定された。

- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準の適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則認可・認定する。

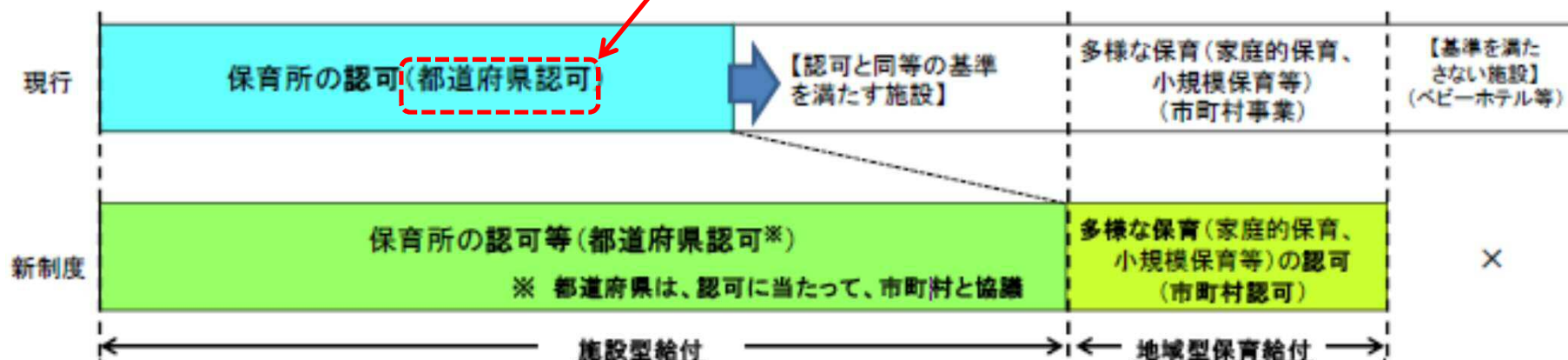
《地域型保育の創設》

保育所の利用定員を20人以上である施設と定義したうえで、20人未満の少人数の子どもを対象とする地域型保育を創設し、市町村が認可したうえで、地域型保育給付として財政支援する。

- 小規模保育（利用定員6人～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供）

《イメージ》

認可権は、指定都市長・中核市長に権限移譲



(参考)

幼児期の学校教育・保育の提供体制(イメージ図)

施設型給付

認定こども園
0~5歳

幼保連携型

○以下の制度改善を実施

- ・認可・指導監督の一本化
- ・学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3~5歳

保育所
0~5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

新制度へ移行しない幼稚園については、従前どおり私学助成(国庫補助)を継続

8 施設型給付と地域型給付の対象となる「確認」手続きの概要

《特定施設と「確認」について》

【「確認」について】

- 市町村は、認可を受けた施設・事業者に対して、各施設・事業者の利用定員を定め、施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業者を「確認」する。
- 「特定教育・保育施設」「特定地域型保育事業者」としての確認基準を、市町村は条例で定める。
(施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、「確認」があったものとみなす。)



- 「確認」を受けた保育所・幼稚園・認定こども園は、「特定教育・保育施設」として「施設型給付」の対象となる。
- 「確認」を受けた地域型保育事業者は、「特定地域型保育事業者」として「地域型保育給付」の対象となる。

【対象施設・事業者について】

<法人格>

- ・幼稚園・保育所・認定こども園については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
- ・地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

<基準の遵守>

認可基準に加えて、確認基準遵守のため、市町村は指導監督を実施する（立入検査・基準遵守の勧告・措置命令・確認取消し等）

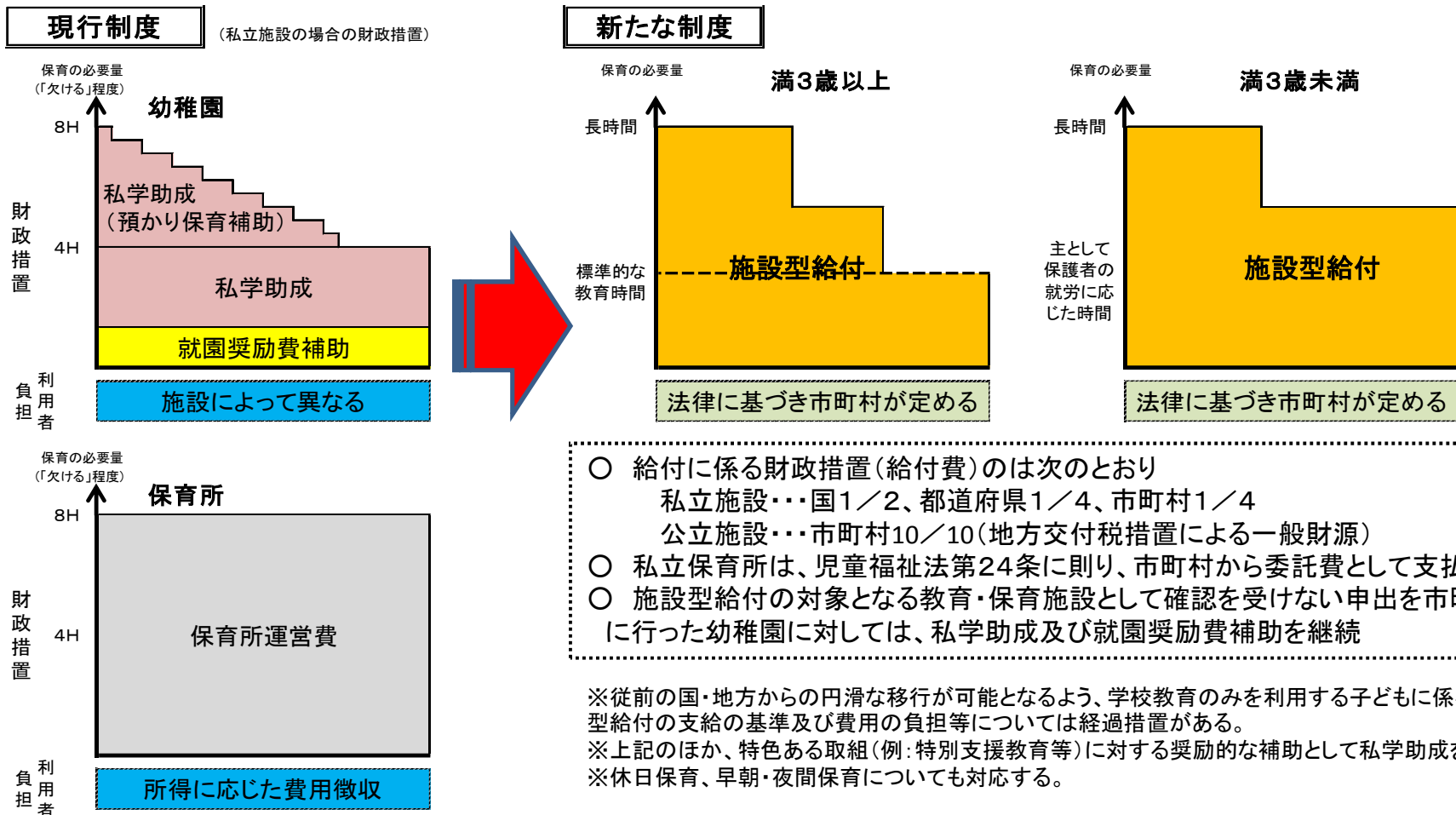
9 施設型給付の概要

《施設型給付》 保育所、幼稚園、認定こども園共通の給付費となり、以下の給付構成を基本とする。

ア 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

施設型給付については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な給付の水準を国が定める(公定価格)。利用者負担については、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。ただし、一定の要件の下で、施設が実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収を定めることも可能とする。



10 教育・保育施設の利用(申込・契約)の概要

新制度では、教育・保育を受けようとする子どもの保護者の申請に基づいて、市町村は保育の必要性（有無、事由、必要量の区分、優先利用等）を認定する。保護者は、認定された区分に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の中から、それぞれニーズに応じた施設と契約する。

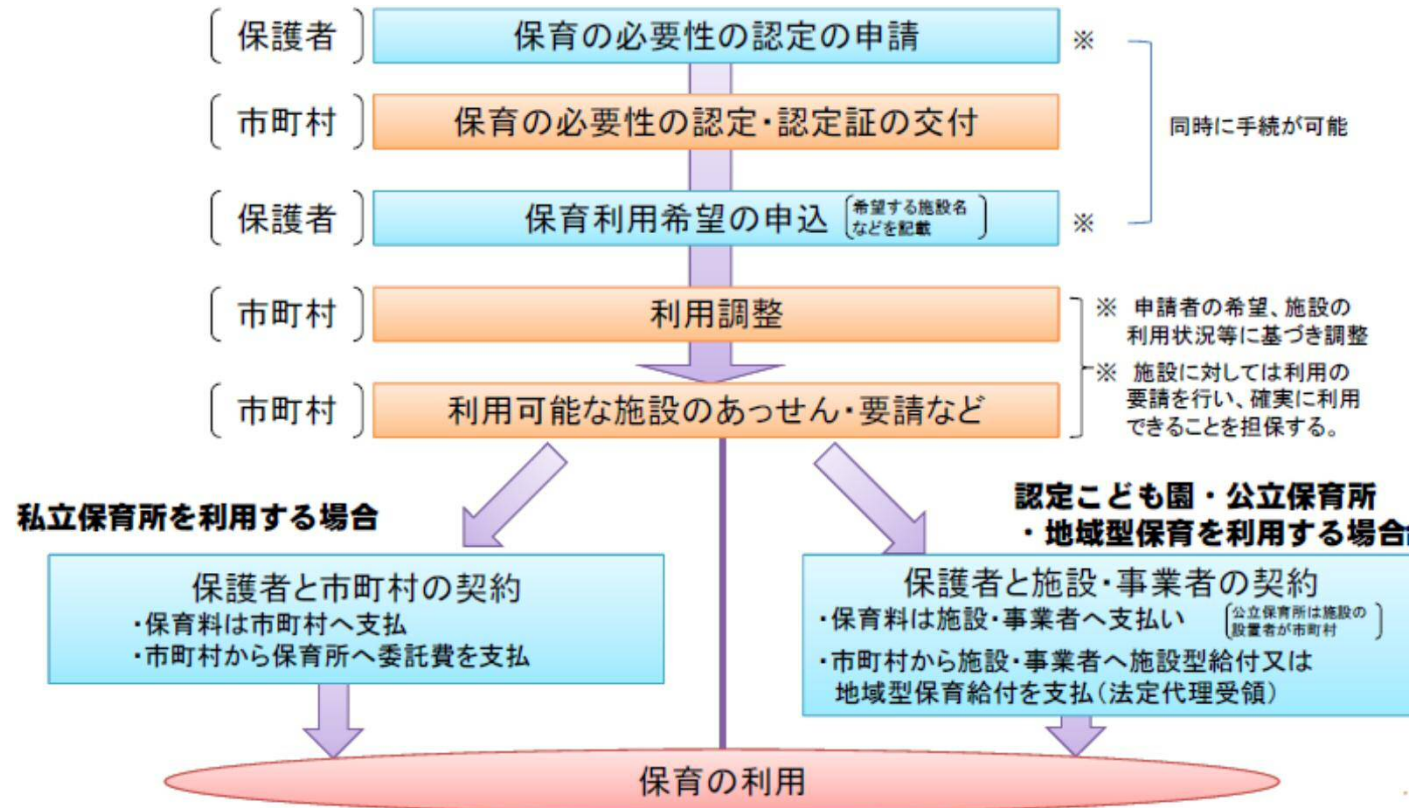
【保育の必要性のある児童】

- ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者は市町村に利用を申込み。（私立保育所は保護者と市町村の契約）
- ・基本的に市町村が利用調整の上、利用可能な施設・事業者をあっせん・要請。著しく保育の利用が困難な場合は、市町村による措置入所

【保育の必要性のない児童】

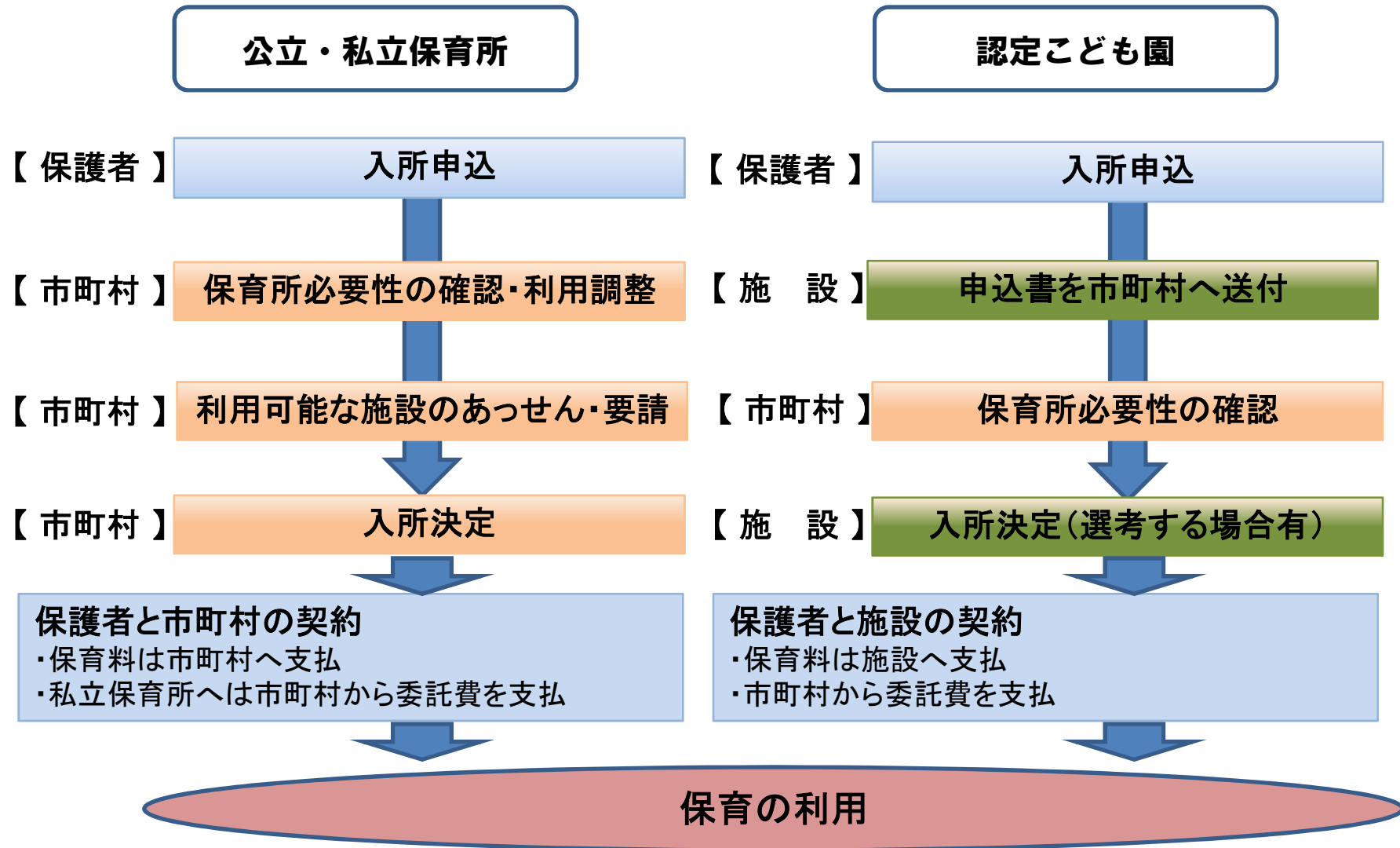
- ・市町村において、3歳以上児であること及び保護者の所得を確認することをもって、利用者負担の設定とともに認定するなど、認定証の発行を含め、簡素な手続きを検討中

《保育を必要とする場合の利用調整のイメージ》



教育・保育施設の利用(申込・契約)の概要(続き)

《(参考)現行制度における保育所入所の流れ》



11 地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業【新規】

身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援する事業

2 延長保育事業

通常の保育以外の時間外保育の利用に対して助成する事業

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業

※幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討

4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）

※幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討

5 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校の児童で、授業終了後保護者の労働等による留守家庭児童を預かる事業

⇒小学校6年生まで対象拡大、設備及び運営に関する基準の策定、市町村への届出、基準に基づく立入調査等（児童福祉法改正）

6 子育て短期支援事業

保護者が疾病等により家庭での養育が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合などに、乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設において一時的に養育・保護する事業

7 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

保健師等が全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供・乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言を行う事業

地域子ども・子育て支援事業(続き)

8 要保護児童等に対する支援に資する事業(養育支援訪問事業等)

育児ストレス等により虐待につながる恐れのある家庭や未熟児・多胎児等を養育している家庭など養育するうえで支援を要する家庭に対して、ヘルパーや相談員を派遣し、家事・育児援助や指導・助言を行うことで身体的・精神的負担を軽減し、児童虐待を予防する事業

9 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業

10 一時預かり事業

保護者の就労・病気・冠婚葬祭などの理由により一時的に保育に欠ける場合、保育所等で一時的に子どもを預り、保育する事業

11 病児・病後児保育事業

保育を必要とする乳幼児や児童のうち、疾病にかかっている場合や回復期にある場合について、保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業

12 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)を登録し、会員相互間で育児等の援助を行う事業

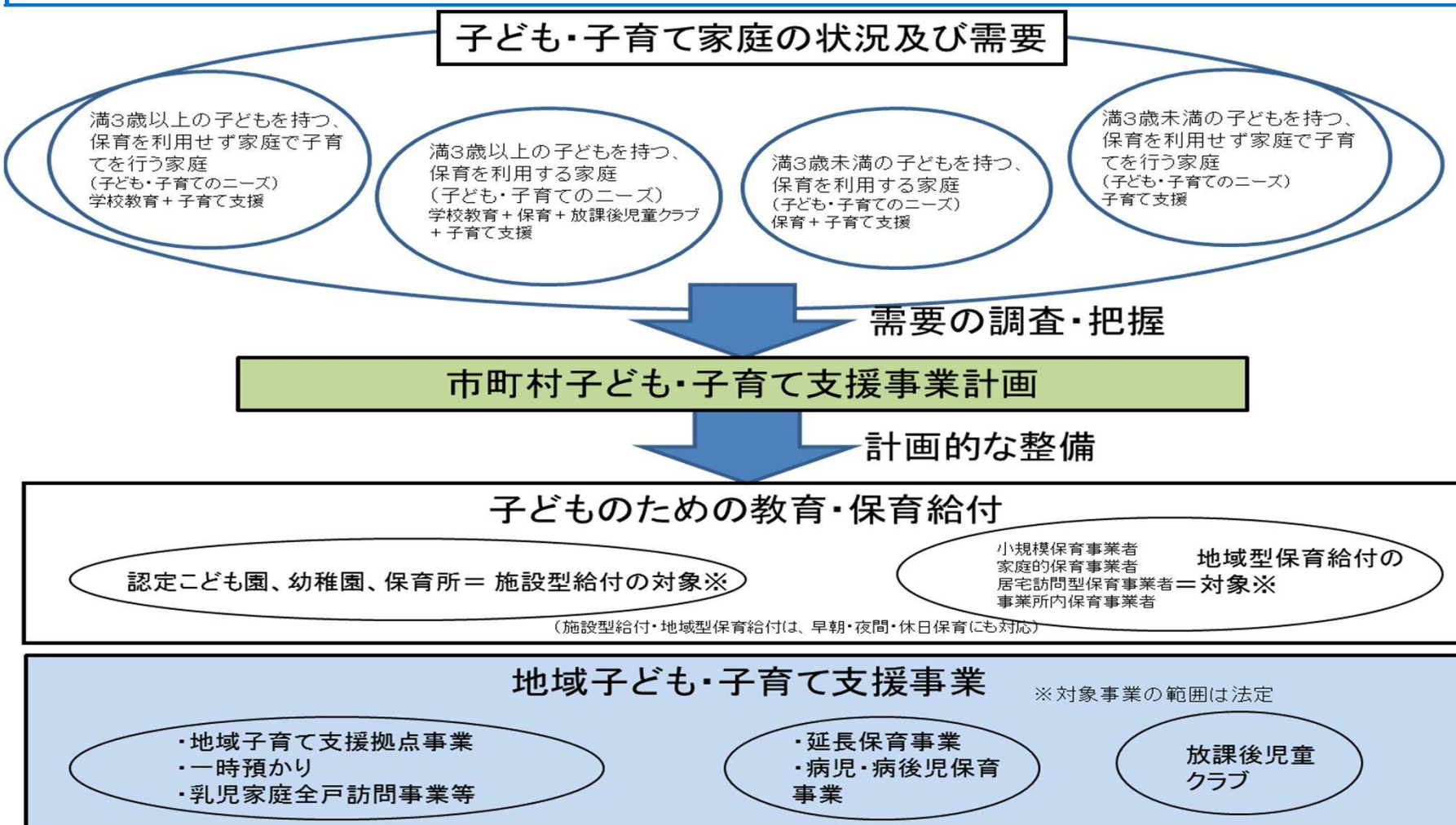
《援助の事例》保育施設の送迎、放課後の預かり、買い物等外出時の預かり、保護者の病気や冠婚葬祭等の急用時の預かり

13 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えるため、健康診査に係る費用の一部を助成する事業

12 市町村子ども・子育て支援事業計画について

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画で、全市町村で作成する。
- 国は、計画作成のための基本指針を策定し、提示する。(25年夏を目途)
- 基本指針をもとに、ニーズ調査を実施し、事業計画を策定する。(25～26年度)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可を受けた施設・事業者

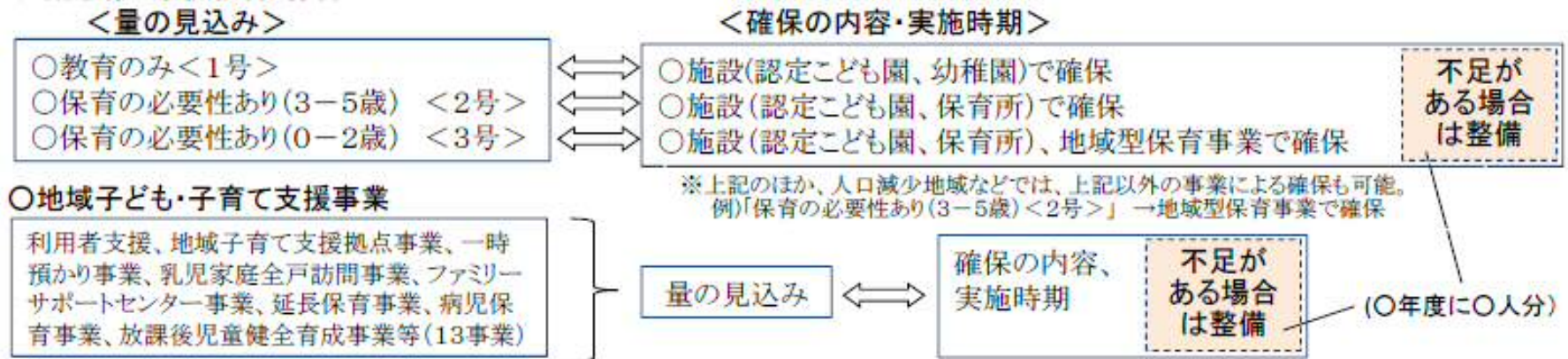
市町村子ども・子育て支援事業計画について(続き)

<計画記載事項>

基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載する。

【必須記載事項】

- 区域の設定
- 需要量の見込み・提供体制の確保の内容や実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策



13 都道府県との調整について

子ども・子育て支援新制度では、市町村が実施主体となり、都道府県・国が市町村を重層的に支える仕組み

《都道府県の役割》

- ・都道府県は、広域自治体として、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」を策定
- ・市町村が新制度を健全かつ円滑に運営できるよう、必要な助言・援助等を行う。
- ・子ども・子育て支援施策のうち、市町村の広域的な対応

そのため、市町村は、子ども・子育て支援に関する施設や事業について、市域を超えた広域調整が必要な場合があり、子ども・子育て支援法等で都道府県との調整・協議等が必要な場合を規定している。

○「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定時の協議

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定・変更しようとするときは、あらかじめ都道府県に協議 ⇒ 必要に応じて調整 ⇒ 確定（都道府県に提出）

都道府県は、市町村計画の数値を足し上げて、都道府県子ども・子育て支援事業計画を策定

○認可・確認時の協議

- ・幼保連携型認定こども園を中核市長が認可する場合には、あらかじめ都道府県に協議
- ・市町村が、施設・事業所の確認をするうえで利用定員を設定する場合は、あらかじめ都道府県に協議

14 安定財源の確保

■ 消費税の使い途を子育てにも拡大

→ 国分の消費税収の使い途を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大

■ 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

■ 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳

→ 保育等の量の拡充(最優先課題である待機児童解消等)、質の改善(職員配置の改善・処遇改善等)に充当

- 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」(平成25年4月設置)などにおける議論を踏まえ検討

■ 0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題

→ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。
今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。

- 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)(抄)

(平成24年6月15日自由民主党・公明党・民主党社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

- 子ども・子育て支援法(抄)

附 則

(財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

15 施行までの想定スケジュール(H27年4月開始を想定)

			→ 国で実施 → 自治体で実施	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き (想定)			4月 消費税8%に引き上げ(注1) 緊急保育確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針 事業計画	-----	会議等での検討 市町村・都道府県計画の検討	-----	
認可基準(幼保連携型 認定こども園)・ 確認基準	-----	会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の 認定基準	-----	会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示 利用者負担の設定	
市町村事業	-----	会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)	-----	関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業	-----	対象事業、要綱等の検討	保育緊急確保事業の実施	
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元的実施体制を整備

(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討

(注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。